

商品名	フリーローン「緊急融資110番」
ご利用いただける方	<p>原則として下記の条件を満たし、SMB Cコンシューマーファイナンス(株)の保証が得られる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時の年齢が満20歳以上70歳以下で、完済時75歳未満の方 ・ 当組合営業地区内に住所もしくは勤務先または事業所を有する方 ・ 原則として収入のある方（主婦・パート・就労学生・アルバイト・年金受給者も可） （無職の主婦の方は、配偶者の方が就業していることが条件になります） <p>※申込金額が100万円超の申込の場合は次の条件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> ①勤務者または自営業者の方（主婦・パート・就労学生・アルバイト・年金受給者は不可） ②勤続年数または営業年数が1年以上である方 ③勤務者は税込年収200万円以上、自営業者は収入がある方（所得金額がマイナスでないこと） <p>※申込金額が300万円超の場合は所得を証明する書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時及び実行時において当組合のお借入が延滞していない方
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご自由です。（事業性資金を含みます）
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円以上1,000万円以下(1万円単位)
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上15年以内
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 保証会社の審査により以下の5通りの利率が適用となります。 年3.875% 年5.6% 年8.6% 年11.6% 年14.6% <p>※また、年3.875%、年5.6%および8.6%の適用利率には融資対象の条件と所得条件がありますので詳しくは、当組合の本支店窓口までお問い合わせください。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月5日に元利均等返済又は元利均等ボーナス併用返済 但し、ボーナス併用の増額返済分の元金はご融資金額の50%以内で1万円単位となります。 ・ 据置期間はございません。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ SMB Cコンシューマーファイナンス(株)の保証を利用いたしますので、必要ありません。
手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資金額50万円以上かつご融資利率12.0%以下でご契約の場合、取扱手数料1,100円(消費税込)が必要になります。 ・ ご契約の際、印紙税(実費)をご負担いただきます。 ・ ご返済中に繰上返済をされる際には、当初ご融資金額50万円以上かつご融資利率12.0%以下の場合、1,100円(消費税込)をお支払いいただきます。

商品名	フリーローン「緊急融資110番」
その他	・お1人様1口となります。
返済試算額の入手方法	・ホームページ上でご返済額の試算ができます。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・ 苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室にお申し出ください。</p> <p>【茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室】</p> <p>電 話：0120-310-206</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、各営業店にポスターを掲示しているほか、当組合のホームページにも掲載していますのでご覧ください。</p> <p><u>ホームページアドレス https://www.kenshinbank.co.jp/</u></p> <p>・ 紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記茨城県信用組合リスク管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電 話：03-3567-2456</p> <p>住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）</p>

■ くわしくは、店頭にお問合せください。

■ ご利用には所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

茨城県信用組合